

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand  
地図

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S&IJAPAN [http://www.s-i-asia.com/about\\_us/about\\_us5](http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当: 鈴木秀幹弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵・Saay Palalikit)

Copyright © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

## 記事目次

～タイ知的財産局をカンボジアの内務副大臣一行が訪問～

～タイ知的財産局で特許審査官向けの新たな研修ガイドラインに関する会議が行われた～

～タイ投資委員会は研究者向け免税を承認する／タイ投資委員会がより多くの海外の人材を招請することを支援するため法律が改正される～

～タイー日本の産業人材育成にかかる第 2 回円卓会議が開催された～

～タイ・チェンライの大学が創業者精神奨励のためのイノベーションパーク設置を計画する～

～タイの高速鉄道計画について、日本が建設計画の分割を提案した～

～タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムの 4 カ国における TPP の影響を Eria が調査開始した～

[～タイ農産物・食品大手の CP グループが高速鉄道建設への参入を表明した～](#)  
[～タイのサハグループが日本の幸楽苑ホールディングスやワールドと合弁契約を結んだ～](#)  
[～タイの SNS 上で音楽著作権が話題となっている～](#)  
[～タイ政府はより高額の研究開発支出を行うことを言明する～](#)  
[～タイ内閣が新興中小企業とイノベーション企業に対する信用保証スキームを承認～](#)  
[～タイイノベーションアワードが発表された～](#)  
[～タイで Youtube で音楽を流した喫茶店経営者が著作権を侵害しているかについて熱い議論が行われている～](#)  
[～タイ知的財産局が IP フェアへの来場者を募集～](#)  
[～ベトナムの農業分野に対して日本は TPP 投資を集中する～](#)

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを7月25日付けで更新しました。

(8月、9月の祝祭日のお知らせ)

8月12日は祝祭日です。9月の祝祭日はありません。

(第2報:商標法改正は7月施行されました)

7月28日に施行された新商標法には、連合商標制度の廃止、音商標の採用、応答期間の短縮、料金値上げなどの、改正がなされています。 弊所ホームページでは、6月6日付けで和訳を掲載しました。 なお、この改正に伴う省令などの下位法令の改正については、4月12日付けで意見募集がなされておりますので、これも案が確定次第、お知らせ致します。

マドリッドプロトコルへの加盟時期については、商標法改正施行後にタイ政府よりWIPOへ加盟申請書が発布され、その後通常3ヵ月で発効します。 知的財産局の発表では、WIPOへの加盟申請が来年1月、その後の発効となり2017年4月頃を予定しているとのことです。前回の弊所ニュースで今年11月が最速だとお知らせしましたが、やはり政府内部での加盟申請手続きの中での検討が遅れているようです。

なお、弊所は、新商標法の QA を作成しましたので、ご要望の方はご連絡ください。

～編集者より～

編集者の都合で配信が遅れましたことをお詫び致します。

前回、不正商品の取り締まりについて、少し書いてみた。この数年の間に、いくつかの侵害調査に関わってきたが、日本企業の反応は鈍いというのが印象だった。例えば、ある企業は

「今年度は侵害を行い、来年度に侵害対処できるかどうかを判断する。」というものだ。どうも段階的に年々ステップアップするらしい。聞こえは良いが、我々現場を取り扱う者は、これでは、我々の努力は無駄骨となってしまうという感想をもっている。

次年度に取り締まりを行う場合、前年度同様に、直前にどうしても調査を実施し、侵害者の確認を再度行わなければならない。全くの二重の経費と時間をかけているのである。このような事態に際し、我々現場を取り仕切る者として、是非とも「調査と同時に取り締まりを行えるような」調査をお願いしたいものである。

譬えるならば、人間ドックの胃カメラの診察である。異常が発見されたならば、切除できるという契約を事前に行うのである。侵害調査も同様に、調査を行う際に、事前に取り締まりも行うという契約を取り交わしたいし、そのほうが色々な面でプラスとなることは間違いない。関係者はこのような提案を是非検討して戴きたい。

次の話題は、タイのマドプロ加盟についてである。やはり心配していたように、政府内部でのマドプロ加盟へのWIPOへの申請が遅れている。現在、日本でいえば法制局に相当するタイ政府部局が手続きを進めている段階である。来年1月には、申請を行い、4月頃にマドプロ発効という予想を政府関係者は立てている。

フィリピンではマドプロ加盟した際には、政府が加盟したときに、その加盟が外交上の批准が必要かどうかを最高裁まで争った経緯がある。その判決はつい最近出て、批准は必要ないと最高裁判決により、マドプロ加盟が固まった経緯がある。どの国にもマドプロ加盟への反対論者が居り、権益が減ることによる抵抗が強く出てくる。タイは一体どのようになるのだろうか。今後の進展に期待したい。

最後の話題は、ベトナムの刑法改定である。2016年7月に施行予定で、新たな刑法が施行となったが、知的財産に関する条項(特に商標なのだが)の詰めが甘く、結局2017年7月に施行とする延期決定を行った。これらの情報は、ジェットロのニュースとは矛盾するが、十分に今後の情報に注意されたい。なお、ジェットロの情報源は、あくまでオーストラリア系の法律事務所が発信源である。これもついでだが、ある有名タイ法律事務所が2012年にタイのマドプロ加盟を政府に確認もせず発表した経緯がある。法律事務所発信の情報というのは、その程度の情報品質のものであるということを、読者諸氏の頭の隅に記憶してほしいものである。

#### ～タイ知的財産局をカンボジアの内務副大臣一行が訪問～

2016年6月14日、カンボジア内務副大臣及びカンボジア模倣品対策委員長であるソパ

ナーミア氏一行がタイ知的財産局を訪問し、ナンタワン サグンタナーク局長と知的財産局高官の歓迎を受けた。一行の訪問は、双方の関係の構築と知的財産局の知的財産侵害品に関する法律、規則及び対応に関する情報交換を目的として行われた。

(2016年6月14日、タイ知的財産局ウェブサイト)

### ～タイ知的財産局で特許審査官向けの新たな研修ガイドラインに関する会議が行われた～

2016年6月14日タイ知的財産局において、知的財産局副局長であるスパット サニユンディクンが議長となり、知的財産局特許審査官向けの新たな研修ガイドラインに関する会議が行われた。この会議には欧州特許庁(European Patent Office: EPO)の職員も参加した。(2016年6月14日、タイ知的財産局ウェブサイト)

### ～タイ投資委員会は研究者向け免税を承認する／タイ投資委員会がより多くの海外の人材を招請することを支援するため法律が改正される～

タイ投資委員会(Board of Investment : BOI)は、政府が振興しようとしている、10のターゲットクラスで働く研究者および専門家に対する所得税免税を原則として認めた。BOIのヒランヤー長官は、免税はBOIが誘致しようとするプロジェクトに応じて決定される、と述べた。政府は最近、BOI法を改正し、法人税の免除期間を8年から13年に延長した。外国人向け労働許可証の期間も、2～4年より、5年に延長される。BOIは昨日、今年最初の5か月間でBOIに提出された504プロジェクトの総投資額は、4倍の2,290億バーツである旨発表した。

「タイランド 4.0」時代へ向けての推進力の一部として、BOIは昨日、投資振興機関が外国の研究者及び専門家に対する所得税免除を許諾する、BOI改正法に同意した。BOIのヒランヤー長官は、経済発展の次の段階を容易にするための人的資本振興のため、BOIは法人税恩典の延長とともに所得税免除の許諾を行うべきであることに同意した、と述べた。法案は現在、法制委員会(Council of State : COS)にて検討中である。BOIはまた、昨日、タイの海外投資を振興し支援する目的としては初めての、2つの海外事務所をミャンマーとベトナムに2017年 会計年度に設置し、同目的では3つ目の海外事務所を2018年にジャカルタに設置することに同意した。BOIの本委員会は、昨日、29の主要プロジェクトを認可し、その連結投資額は1,010億バーツ超である。ヒランヤー長官は、今年最初の5か月間で、BOIが認可したプロジェクト数は504で、その連結投資額は2,290億バーツであり、昨年同期の4倍の額に相当する、と述べた。BOIは年間目標を4,500億バーツとしている。ヒランヤー長官は、タイにおける最大の投資国は未だ日本であり、中国がこれに続く、と述べた。(2016年6月16日、バンコクポスト、タイネーション)

### ～タイー日本の産業人材育成にかかる第 2 回円卓会議が開催された～

昨日、日本大使館、JICA 及びネーションマルチメディアの共催で、産業人材育成にかかる第 2 回円卓会議が開催された。この中で、タイー日本人材育成イニシアティブの実行に向け、タイと日本が、全ての関係機関と協力する仲介組織を設置する計画について言及された。Pichet Durongkaverroj 科学技術大臣はこの仲介組織は政府機関でなければならず、今年中に設置されることが期待されると話した。このイニシアティブはまだ構想段階にあるが、在タイ日本企業の要求に合うよう、高い技能を持った技術者、特に実用的なエンジニアの育成に焦点が当てられている。今回の会議のパネリストの一人である東レ(タイランド)の丁野良助マネージングダイレクターは、タイの高度技能技術者不足問題を解決するため、付加価値を持ったエンジニアの育成に焦点を当てるべきであるとし、日本企業は中国の賃金高騰を理由に、アジアへの投資をまた増やすと予想していると話した。別のパネリストであるキングモンクット工科大学ラートクラバン校の Suchatvee Suwanswat 学長は、有能なエンジニアが、銀行等、より高い待遇を与える違う分野にシフトしてしまうことや、タイには研究開発の仕事があまり多くないという問題点を指摘した。

(2016 年 6 月 21 日、タイネーション)

### ～タイ・チェンライの大学が創業者精神高揚のためのイノベーションパーク設置を計画する～

チェンライ県のマーフアールアン大学(Mae Fah Luang University)はアプリ及び IT プラットフォーム開発を希望する学生を支援する IT インキュベーションセンターを設立予定である。Panom Winyayong 副学長は、大学は卒業後に自身でビジネスを行いたい学生向けに“イノベーションパーク”として約 1 千 m<sup>2</sup>を準備している、と述べた。大学は新規スタートアップ向けにインフラとトレーニングを提供し、ビジネスマッチングによってフォローされた民間企業を試作品開発事業支援のために“イノベーションパーク”への参画を招請する。プロジェクトは近い将来開始され、来年にはフルサービスが行われる。Panom 副学長は、大学は革新的な技術を用いることによって、チェンライ県の観光及び農業分野支援を計画していると述べた。大学はまた、中小企業の化粧品振興センターを設置し、大学生と中小企業による化粧品の研究開発を促進する。化粧品振興センターはまた、OEM 製品のための試作品準備のため、分析及びコンサルテーションを提供する。Panom 副学長は、化粧品は市場の需要により高いポテンシャルを有している、と述べ、大学は中小企業が革新的な技術と研究開発を用いることで中小企業の化粧品の製品を支援することで、中小企業の進行役を担い、結果として大学の知識及びノウハウが民間企業に移転され、知識社会を牽引することとなる、と述べた。(2016 年 6 月 23 日、タイネーション)

### ～タイの高速鉄道計画について、日本が建設計画の分割を提案した～

Arkhom Termpittayapaisith 運輸大臣は、日本がタイに対し、基礎実地調査の知見に基づき、672km のタイー日本高速鉄道路線のうち、まずバンコク～ピサヌローク間 380km を建

設し、ピサヌローク～チェンマイ間 292km を延長開業することを勧めてきた、と述べた。Arkhom 運輸大臣は、バンコク～ピサヌローク間が最初に提案されたのは、他の区間に比べよりよい収益が見込めると調査結果に示されているからであるとした。調査結果は来月までに承認を求めて内閣へ送付される。Arkhom 運輸大臣は、建設のための入札は 2018 年に開始され、建設作業は 3 年間と見積もられている、と述べ、作業終了の暁には、この、タイ-日本鉄道計画の当初区間において、ピサヌローク～チェンマイ間の着工を待たずに高速鉄道サービスの開始が可能である、と述べた。

(2016 年 6 月 24 日、バンコクポスト)

### ～タイ、インドネシア、フィリピン及びベトナムの 4 カ国における TPP の影響を Eria が調査開始した～

東アジア・アセアン経済研究センター (Economic Research Institute for ASEAN and East Asia, Eria) は ASEAN における主要 4 カ国、インドネシア、フィリピン、ベトナム及びタイにおける TPP の影響に関する調査を開始した。調査は今年終わりまでに終了する予定である。Winichai Chaemchaeng 商務副大臣はジャカルタの Eria 事務所の訪問を終え、調査の焦点は ASEAN 諸国の主な懸案事項となっている投資、国営企業及び知的財産の 3 項目になるだろうと話した。調査の結果は将来タイが TPP に参加するかどうかを決める助けとなると見られる。Eria が行った別の調査では、タイは消費者と製造者の保護に注力してきたため、これまで ASEAN 諸国の中で最も強力に非関税措置を講じてきたことがわかっている。この調査により ASEAN には 5,975 件の非関税措置があるということがわかったが、このうち 1,630 件がタイにより実行されたものであった。これらは主に衛生、植物検疫基準及び貿易の技術的障害に関するものであり、保健省食品医薬品局、農業省農業局 (原文ママ)、工業省工業製品規格事務局及び商務省外国貿易局 (原文ママ) により実行された。タイが実行してきた非関税措置は主に商業上の懸案事項に関するものではなく、消費者の健康保護に関するものである。Winichai 副大臣は、タイ政府はこれらの措置を消費者に対する高い懸念から行ったもので、貿易を妨害するために行ったのではないと話している。

(2016 年 6 月 29 日、タイネーション)

### ～タイ農産物・食品大手の CP グループが高速鉄道建設への参入を表明した～

タイの素案物及び食品コングロマリットの Charoen Pokphand グループ (CP グループ) が、金額にして 1,530 億バーツの、バンコク～ラヨン間の高速鉄道路線共同開発に参画する意向を繰り返し表明した。Dhanin Chearavanont 社長兼 CEO は、CP グループはプラユット首相の求めに応じて路線開発に参加する準備ができています、と述べた。Dhanin 社長は、プラユット首相より最近、CP に対し、CP はプロジェクトの政府投資を支援するようステップアップすべきだ、との話があったが、CP グループとしてはまずはじめにプロジェクトの詳細を考慮したい、と述べた。5 月 30 日に、伊藤忠商事の岡藤正広社長兼 CEO は東京でソムキット副首相

に、伊藤忠商事は CP グループ、Amata グループ、Saha グループを含むタイの潜在的なパートナーとチームを組んで、バンコクとラヨーンを結ぶ高速鉄道ネットワーク建設に共同参画する意向を表明している。1,435mm 軌間の都市間連結高速鉄道は、火曜に内閣の承認を得た、政府の東部経済回廊(Eastern Economic Corridor : EEC)開発計画の一部である。チョンブリー県、ラヨーン県、チャチュンサオ県を貫くこの回廊は、産業、インフラ、都市開発のアセアンにおける主導的な経済特区となるべく目を向けられて、ハイテク産業集積の目的で開発の指定を受けた。バンコク～ラヨーン間の路線は、バンコク～ホアヒン間 211km、金額にして 947 億バートの路線とともに、ファストトラックの、官民パートナーシップ(Public-Private Partnership : PPP)スキームによる、2 つの高速鉄道政府プロジェクトを形成している。PPP 委員会で承認されれば、この 2 つの高速鉄道プロジェクトは、この種のプロジェクトとして 6 番目及び 7 番目のものとなる。昨年 11 月に、PPP スキームの下で金額合計にして 3,340 億バートの 5 つのプロジェクトが手始めに承認され、今年下半期に着工する権限が与えられている。これら 5 つのプロジェクトは、合計 1,940 億バートの 3 つのバンコク都市圏大量輸送鉄道路線プロジェクト、及び、合計 1,400 億バートの 2 つの都市間自動車専用道路系プロジェクトにより構成されている。Dhanin 社長は、ラヨーン県にあるウタパオ空港の拡張の必要性について言及するとともに、高速鉄道ネットワークが旅行を容易にし、ビジネスをサポートするために必要であると述べた。

(2016 年 7 月 1 日、バンコクポスト)

#### ～タイのサハグループが日本の幸楽苑ホールディングスやワールドと合併契約を結んだ～

サハグループのインスタントラーメン・ビスケットメーカーである Thai President Food(TF)は昨日、日本の大手ラーメンチェーン幸楽苑ホールディングスと President Korakuen Co Ltd.を設立する合併契約を結んだ。株式の保有率は TF 社が 70%、日本側が 14%、残りが個人株主となっており、資本金は 2,500 万バートで、9 月初旬に運営を開始する。Kourakuen(Thailand)は数年前にタイで事業を開始し 6 軒のレストランがある。President Korakuen Co Ltd.ではバンコクとシーラチャーの黒字店舗を維持し、残りの店舗は閉店する予定である。TF 社の Petch Paniangvait 事業開発担当チーフは、今年開店する店舗はないが、5 年以内に店舗数を 30 店舗以上とし、年商 5 億 4,000 万バートとすることを目指していると話している。TF 社はこの他、ラーメンの麺製造工場の所有権を幸楽苑から獲得している。幸楽苑ホールディングスの新井田傳社長は、タイを他の ASEAN 諸国に展開するための出発点としたいと話している。サハグループは昨日、日本のアパレル会社のワールドとも、World Saha Fasion Co Ltd.を設立する合併契約を結び、サハグループが株式を 51%保有し、ワールド社のタケオ キクチの紳士服をタイで開発・販売する計画である。更に今日にはマレーシアの Mayflower グループとタイを訪れる旅行者向けの事業について合併契約を結ぶ予定である。

(2016 年 7 月 1 日、タイネーション)

### ～タイの SNS 上で音楽著作権が話題となっている～

タイ北部プレー県のコーヒーショップオーナーが他者に注意を促すために、彼の店で YouTube を介して楽曲を流していたところ、エンターテインメント企業の GMM Grammy 社が警官とともに店に現れて、2 万バーツの支払いを行わねばならなくなったと投稿した後、“music copyright drama”と呼ばれるタイムラインが話題となっている。ソーシャルメディアのユーザ達は、店主が法に違反したかどうか議論している。GMM Grammy 社の重役は、本件は違法であると認めているが、Facebook で法律問題についてのファンページを運営しているあるユーザは、過去の最高裁の判決を引用して、店は楽曲を聴くことについて客に対価を課していないのだから、店主は著作権を破っていない、と主張している。一方で、ある法律専門家はメディアでのインタビューにおいて、そのような解釈は半分だけ正しく、コンテンツを公衆に許可なく広く行き渡らせることは、やはり著作権法違反であると考えている、と述べている。Facebook に投稿したあるユーザは、レストランを運営する場合、顧客を引きつけるための環境に費用が必要であり、照明や香りを選んで使用するのに費用を支払うのと、レストランを居心地よくするのに曲を流すことに何の違いがあるのか？と問いかけている。いくつかのバンドは、人前で自身の曲を演奏することを許諾すると Facebook に投稿している。ベテラン音楽ライター兼評論家の Anant Lerpradit 氏は、適法な令状を所持している場合にのみ、コンピュータや他のデバイスを持ち去るかあるいはチェックすることのみを店主が許諾すればよい、とすることを含む解決策を提案している。警察では、楽曲の歌詞を含む全ての詳細を日報に記録する。Anant 氏はまた、このような事件は刑事ではなく民事に限ることで、警察官を巻き込まずに済むと提案している。

(2016 年 7 月 2 日、タイネーション)

### ～タイ政府はより高額の研究開発支出を行うことを言明する～

政府は農業及び食品、デジタル機器、医療及び健康、スマートデバイス、クリエイティブエコノミーの 5 つの産業における研究開発への支出を強化することを言明している。Suvit Maesincee 商務副大臣は、27 の大学と、民間分野は、タイをハイテクカントリーにするという野心的な計画の一部として、研究開発へのより一層の投資を求められている、と述べた。Suvit 副大臣は、競争力ファンドからの 100 億バーツ、ビジネスインキュベーターファンドからの 20 億バーツ、及びデジタルエコノミーファンドからの 50 億バーツを含めた政府資金が、これら 5 つの産業に対し今年中により集中して投下される、と述べた。Suvit 副大臣は、政府目標は、20 年間で研究開発支出を GDP の 2%に上昇させることであると述べた。タイの現在の研究開発支出は GDP のたった 0.5%、600 億バーツにとどまっている。Suvit 副大臣は、タイの研究開発支出を来年には GDP の 0.7%に、2021 年に 1%、2021 年から 2025 年の間に 1.5%、2026 年から 2030 年の間に 2%とすることを見積もられている、と述べた。

(2016 年 7 月 5 日、バンコクポスト)

### ～タイ内閣が新興中小企業とイノベーション企業に対する信用保証スキームを承認～

内閣は昨日、予算 100 億バーツの新興中小企業とイノベーション企業に対する信用保証スキームを承認した。提供元は国営の Thai Credit Guarantee Corporation (TCG) で、対象となる中小企業は資産 2 億バーツ以下という条件となっている。TCG は新興企業又はイノベティブ事業を運営する個人に対し 100 万バーツの、新興企業及びイノベティブ企業のため、借り手当たり 500 万バーツの信用保証を行う。この他、TCG は新しい商品や技術を考え出したイノベティブ企業に対し 2,000 万バーツを上限とする信用保証を行うことも認められている。借り手の事業は National Science and Technology Development Agency、National Innovation Office、又は Software Industry Promotion Agency 等の技術関連機関の承認を得る必要がある。TCG はこの他、保証金を借り入れ金額の 2% として 10 年間の信用保証も提供する計画である。政府は初年度の保証金を提供する。これとは別に内閣は 1992 年工場法の改正を承認した。改正点として、操業許可証を得る必要がある工場の規模を従前の従業員 7 名以上の工場から、従業員 50 名以上の工場に変更した点と、廃棄物を投棄した経営者に対する罰則を強化し懲役を 1 年に、操業許可証を 10 万バーツから 100 万バーツに引き上げた点が挙げられる。

(2016 年 7 月 6 日、バンコクポスト)

### ～タイイノベーションアワードが発表された～

タイ科学技術省 (Ministry of Science and Technology : MOST) は昨日、イノベーションアワード (Innovation Award) 2016 を、タイの経済発展を牽引する主要な役割をなす発明を創出した研究者に授与した。電波を利用したタマリンドの害虫駆除装置、容疑者特定を支援する法廷用証拠の取得に用いる熱可塑性ゴム、及びインスタントコーヒーの 3 つのイノベーションが受賞した。ナコーンラーチャシーマー県にあるスラナリー工科大学の工学講師である Chanchai Thongsopa 氏は、害虫電波駆除装置で受賞したが、これは 3 年前にタマリンドの企業である Ban Makham 社から、タマリンドに寄生する蛾をどのように追い払うかという研究の依頼を受けたことに始まるものである。タマリンドはタイの農業分野においてかなりの部分を占めてきており、2014 年には 7 億バーツ、2015 年には 12 億バーツ、今年 1-5 月で 8 億バーツもの規模に至っている。Chanchai 氏によれば、従来はタマリンドに蒸気を当てて害虫を殺していたが寄生蛾を根絶できなかったところ、電波に耐える蛾は少なく、この方法は人体の健康に影響もない、と述べた。プリンスオブソンクラ大学理学部講師の Ekwipoo Kalkornsuraprance 氏は、法廷用証拠の取得のための熱可塑性ゴムの発明で今年の賞を受賞した。警察の捜査官は単にこのゴムシートを数分間お湯に浸して押しあてて、同時に犯罪時の法廷用証拠や指紋や弾痕を見つけ出す試験を行う。チェンマイの Hillkoff 社によって所有される Boran Lung Per Coffee もまた受賞した。同社はチェンマイ大学の研究者とともに、インスタントコーヒーを店の淹れたてのコーヒーに近づける改良を行った。

(2016年7月10日、バンコクポスト)

### ～タイで Youtube で音楽を流した喫茶店経営者が著作権を侵害しているかについて熱い議論が行われている～

タイ知的財産局は19の先週著作権者及び29の著作権徴収業者と協議を行い、中小企業が顧客に対し音楽を演奏した際の著作権料の徴収を免除し、法的措置を講じる前に警告状を送付することを求めた。この協議は喫茶店のオーナーが Youtube で音楽を流したことにより著作権法違反で罰金 20 万バーツを支払う必要があるという警告を受けていることに端を発して行われたものである。この店が法律に違反しているか否かを巡ってソーシャルメディアで熱い議論が繰り広げられており、多くが違反していないとの意見である。協議においては、著作権料徴収の重複を防ぎ著作権者のコストを削減するため、知的財産局により著作権料徴収のワンストップサービスシステムを行うことが提案された。この他、著作権者と著作権料徴収業者は知的財産局に対し、市民に知的財産権制度と著作権侵害の罰則に関するわかり易い情報を提供するように求めた。

(2016年7月12日、タイネーション)

### ～タイ知的財産局が IP フェアへの来場者を募集～

タイ知的財産局では、2016年8月11日から16日までシリキット王妃コンベンションセンターで開催される IP フェアへの来場者を募集している。IP フェアでは「Innovation for Life and Living」のコンセプトで、セミナー、DIY のワークショップ、ミニロボットコンテスト、展示他が行われる。

(2016年7月13日、タイ知的財産局ウェブサイト)

### ～ベトナムの農業分野に対して日本は TPP 投資を集中する～

日本企業は、環太平洋経済連携協定(Trans-Pacific Partnership : TPP)協定加盟国間の無関税の利点を生かし、ベトナムの農業分野への投資を段階的に増やしている。その前兆として、カトウグループ(S&I 注:加藤均総合事務所)は昨年までにマグロ漁業に771,000ドルを投資することによって、ビンディン省と共同して2020年までの事業を行っている。修電舎は養殖場における水質改善プロジェクトに820,000ドルを投じている。大田花きはラムドン省の中部高原の県と協力して花き市場向けの効率的流通システムを開発する。同じラムドン省では、日興フーズが820,000ドルの高品質トマト農業プロジェクトに携わっている。JICA は、さまざまなプロジェクトを通じてベトナムの農業分野を段階的に支援し、そこに日本企業が投資する、と述べた。農業農村開発政策戦略研究所(Institute for Policy and Strategy for Agricultural and Rural Development : IPSARD)代表の Nguyen Do Anh Tuan 氏は、日本の投資家はハイテク農業のための投資機会を国中で探し始めている、と述べ、ベトナムと日本は、特に、包括的なコミットメントを有する、TPP を含むいくつもの二国間

及び多国間自由貿易協定への署名後の、農業協力のための重要な機会であるとみなしている」と強調した。Tuan 代表によれば、TPP が 2018 年に発効した後、TPP は農産物の 38.4%、水産物の 64.8%、林産物の 17.2%を占める市場を開放することにより、ベトナムと日本の農業投資と貿易を発展させることが期待されている。日本はベトナム農産物輸出の 78%の関税を急ぎ撤廃しなければならず、その数値は今後 5～6 年で、88.5%に上昇する。これはベトナムにとって、輸出拡大、世界中の巨大市場へのアクセス増加、及び、グローバルサプライチェーンへの参入へのよい機会である。ベトナムにおける市場アクセスと技術の優位性により、日本企業は、農業機械、肥料及び農薬製造への投資が行われ得る。同様に日本企業は、包装、保存設備、温室、ネットハウス及び加工といった周辺産業にも目を向けている。外国投資庁の数字によると、昨年、日本はベトナムにおける 3 番目に大きい投資国であり、18.4 億ドル、割合にして全体の 8.1%を投資している。農業はあらゆる分野の中で最も多くの投資を集めている。ラムドン省の中部高原の県では、日本企業 10 社が農業、有機野菜の基本栽培に投資している。ヤンマー、丸山製作所、マルマス機械、南海金属といった他の企業も、ハイテク農業プロジェクトへの投資だけではなく、農業機械の輸入にも関心を示している。

(2016 年 7 月 7 日、タイネーション)